

Made in Tsuyama(メイド イン 津山) 第1弾の製品が完成しました

岡つやま産業支援センター(みらい産業課内) ☎24-0740

つやま産業支援センターでは、市内企業の高い技術力と優れたデザインを組み合わせたオリジナル商品を開発し、全国に発信する「Made in Tsuyama」プロジェクトを推進しています。

Made in Tsuyama ブランドの第一弾の製品として、高品質ネクタイ SHAKUNONÉ「笏の音」が誕生しました。現在、アルネ・津山で販売しています。

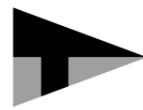
この製品は、市内企業が京都府の丹後地域で染めた糸を用いて、丁寧に縫製した純国産の高級ネクタイです。

このような取り組みにより、今まで大企業への納入が中心で自社名が前面に出ることが少なかった企業が、独自ブランドとして直接、消費者に販売できるようになります。

今後は、ジーンズやバッグなどのアパレル製品、家具、インテリアなどでブランド化を検討しています。Made in Tsuyamaのロゴマークを付けた高品質の商品を次々に展開していきますので、ご期待ください。



**MADE
IN
TSUYAMA**



新しく制作したロゴマーク
(実際の色はカラーです)

これは、津山市内の企業が開発した高品質な製品であることを保証する統一ブランドのロゴマークで、つやま産業支援センターが参画している津山市地域雇用創造協議会が制作したものです。

三角形は「発信」「進化」「前進」を表し、赤・青・緑の3色でデザインされています。赤は「デザイン」、青は「技術力」、緑は「品質」を表します。高い「デザイン力」「技術力」「品質」をもって常に進化・前進し、高価値な製品を津山から発信する意味を込めています。

都市計画審議会委員を 募集します

岡〒708-8501津山市山北520都市計画課
(市役所5階) ☎32-2096

市の都市計画に関する事項を調査・審議する法的機関である津山市都市計画審議会の委員を募集しています。

応募資格 次のすべてに当てはまる人

①市内在住で20～70歳②津山市のほかの審議会などの公募委員に就任していない

任期 委嘱日から平成30年3月31日まで

募集人数 4人程度(選考委員会で選定)

開催回数 年2回程度

応募方法 はがきに①住所②氏名③年齢(生年月日)④職業⑤電話番号⑥都市計画についての意見を簡単に記入し、郵送または直接申し込む

締め切り 3月4日(金)必着

国民年金保険料の納付は 口座振替で

岡保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072、各支所・出張所担当課、津山年金事務所(田町) ☎31-2363

国民年金保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

また、保険料の前納(2年分・1年分・6カ月分)や、早割制度(当月保険料を当月末引落とし)を利用すると、保険料の割引が受けられます。

申込方法 保険年金課や津山年金事務所に備え付けの口座振替申出書に、基礎年金番号や金融機関の口座番号などを記入し、金融機関届出印を押印して保険年金課、各支所・出張所担当課または津山年金事務所へ提出する

※口座振替による保険料の前納(2年分・1年分・6カ月分：4月末振替)の申し込みは、2月29日(月)まで受け付けています

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関するお知らせ

岡個人番号カードの交付に関すること=市民課(市役所1階5番窓口) ☎32-2052
制度に関すること=行財政改革推進室(市役所6階) ☎32-2028

1月から児童手当の現況届や介護保険の要介護認定申請の手続きなどで、マイナンバーの利用が始まりました。

住所変更をする際のお願い

個人番号カードを取得している人は、転居・転入の届け出の際に個人番号カードの継続手続きを行いますので、必ずご持参ください。

※次の①～③に該当する場合、個人番号カードの効力を失いますので、ご注意ください

- ①転出予定日から30日を経過しても転入手続きを行っていない時
- ②転入した日から14日以上経過しても住民異動の届け出を行わなかった時
- ③転入届の届出日から個人番号カードの継続手続きを行わず90日を経過した時

マイナンバー(個人番号)制度について、詳しくはマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(通話料無料)

月～金曜日＝午前9時30分～午後10時

土日・祝日＝午前9時30分～午後5時30分

不審な電話などにご注意ください!

この制度に便乗した不審な電話や不正な勧誘が発生していますので、ご注意ください。

■マイナンバー(個人番号)の通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません

■不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは開封しないようにしましょう

■万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう

不審な電話などを受けたら、こちらへご相談ください。

・津山警察署 ☎25-0110

・警察相談専用電話 ☎#9110

・消費者ホットライン ☎1188



特定健診(簡易版)を 行います

岡健康増進課 ☎32-2069

今年度、最後の健診です。まだ受診していない人は、自分の体の健康状態を知るためにぜひ、受診ください。

とき 2月29日(月)午前9時～11時、午後1時～3時

ところ 市役所2階大会議室前静養室

検査項目 問診・身体測定・診察・血圧・尿(糖・蛋白)・血液(脂質・肝機能・耐糖能)

対象 40～74歳の津山市国民健康保険被保険者
料金 200円

申込方法 健康増進課に電話で申し込む

※希望者は無料で骨密度測定・血管年齢測定も受けることができます

※社会保険、後期高齢者医療保険、生活保護の人は対象外

※受診料の減免券をお持ちの場合でも、料金は変わりません

交通事故などによる健康保険の届け出

岡保険年金課(国民健康保険係:市役所1階9番窓口) ☎32-2071、(高齢者医療係:市役所1階8番窓口) ☎32-2073、各支所・出張所担当課

交通事故など、本人以外の行為によって負傷した場合、その治療費は、本来、過失割合に応じて加害者と被害者双方で負担するものです。健康保険を使って交通事故によるけがの治療を受ける場合、必ず届け出をしてください。

届け出をするとうなるの?

加害者が負担すべき治療費を、健康保険が立て替え払いをして、後日、相手方の保険会社に立て替え分を請求します。

届出先

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者＝保険年金課または各支所・出張所担当課

その他の健康保険加入者＝加入している健康保険の窓口
持ってくるもの 健康保険証、印鑑(スタンプ印不可)、交通事故証明書

※届け出が無い場合、治療内容などによって、けがや病気の原因を問い合わせることがあります

※詳しくは、お問い合わせください